

パワハラ防止法、同一労働・同一賃金等説明会のご案内

参加無料・事前申込要

改正女性活躍推進法等により、パワハラ防止対策の義務化や女性活躍推進の取組拡大が規定され、令和2年6月1日より順次施行されています。また、パートタイム・有期雇用労働法についても令和2年4月1日から施行されています（中小企業は令和3年4月1日施行）。令和3年1月1日から子の看護休暇や介護休暇は、時間単位で取得出来るようになります。新潟労働局では、改正法の内容について周知を図るため、下記のとおり説明会を開催します。

【説明内容】

＜職場のパワーハラスメント防止対策について＞

○パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務等（中小企業は令和4年3月31日まで努力義務）

＜改正女性活躍推進法について＞

○一般事業主行動計画の策定・届出義務が301人以上から101人以上の企業へ拡大（令和4年4月1日施行）

＜同一労働・同一賃金の対応について＞

○不合理な待遇差の禁止、待遇差の内容や理由等の説明義務（中小企業は令和3年4月1日施行）

＜育児・介護休業法の一部改正について＞

◎ 9月17日、10月1日、10月2日の新潟会場の説明会は、午前、午後の開催とも募集定員に達したため、11月12日と16日に追加で説明会を開催します。

開催日程	説明会会場	所在地	定員
【追加開催】 令和2年11月12日(木) 10:00～11:30(午前のみ開催)	新潟美咲合同庁舎 (4階 共用会議室)	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎	40名
【追加開催】 令和2年11月16日(月) 10:00～11:30(午前のみ開催)	新潟美咲合同庁舎 (4階 共用会議室)	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎	40名

【注意】

新潟会場の説明会は、開催日により新潟ユニゾンプラザ、新潟美咲合同庁舎のいずれかになります。説明会会場にお間違えがないようにお願いします。

＜開催日＞

9月17日(木)
10月1日(木)
10月2日(金)
11月12日(木)
11月16日(月)

＜説明会会場＞

新潟ユニゾンプラザ(5階 中研修室)
新潟ユニゾンプラザ(5階 中研修室)
新潟ユニゾンプラザ(5階 中研修室)
新潟美咲合同庁舎(4階 共用会議室)
新潟美咲合同庁舎(4階 共用会議室)

＜所在地＞

新潟市中央区上所2-2-2
新潟市中央区上所2-2-2
新潟市中央区上所2-2-2
新潟市中央区美咲町1-2-1
新潟市中央区美咲町1-2-1

ご参加については、下記申込書によりお申込みください。

新潟労働局雇用環境・均等室まで **F A X**にてお申し込みください。

<申込先FAX> **025-288-3518**

説明会開催1週間前が締切りになります。なお、申込書を受理した旨のお知らせはしませんが、定員に達した場合、日程等の調整をお願いすることがありますので、ご了承ください。

※説明会当日、会場受付で申込済の「参加申込書」をご提出いただきますので、この用紙を忘れずにご持参ください。

説明会参加申込書

✓参加希望会場にチェックをお願いします。

11月12日(木)新潟美咲合同庁舎 11月16日(月)新潟美咲合同庁舎

事業所名	
参加者氏名 (フルネームでご記入ください)	様
連絡先電話番号	—

※参加者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から各企業1名でお願いします。

発熱や風邪の症状、基礎疾患のある方及び妊婦の方は、参加を控えていただくようお願いします。
また、説明会当日、受付で検温を行い、発熱の症状がある方については、入場をお断りすることがありますので、ご留意ください。

【主催・問い合わせ先】

〒950-8625 新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館4階

新潟労働局 雇用環境・均等室

TEL:025-288-3511 / FAX:025-288-3518

